

## 国際分類第12-2024版対応の作成に当たり

「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に基づく国際分類は、世界知的所有権機関（WIPO）で開催された第33会期ニース国際分類専門家委員会（2023年5月）の決定に基づき、第12-2024版へ改訂されることが決定しました。

この国際分類第12-2024版に対応するため、商品及び役務の区分に属する商品又は役務が掲げられている商標法施行規則別表について所要の改正を行う、商標法施行規則の一部を改正する省令が令和6年1月1日に施行されます。（令和5年経済産業省令第54号 令和5年12月8日公布）

そこで、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第12-2024版〕」においては、商標法施行規則の一部改正に対応した改訂を、また商取引の実情の変化等に対応すべく、一部の商品・役務について表示の明確化等を行いました。

主な変更点は以下のとおりです。

### （1）国際分類及び省令別表の改正に即した改訂

例）＜類移行＞ 第16類「写真立て」 → 第20類

### （2）商取引の実情の変化への対応のための表示の明確化等

例）＜表示変更＞ 第35類「タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与」  
→ 第35類「複写機の貸与」

本審査基準が、商品・役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

令和5年12月

特許庁審査業務部商標課長

根岸 克弘